

【別紙】

新型コロナウイルス感染症に起因する傷病見舞金等の支給に関する特別の取扱いについて

令和3年2月19日
令和4年2月18日(改正)
令和4年5月9日(改正)

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、給付金の支給に関して、特別の取扱いをすることについて定める。

2. 特別の取扱いの理由

傷病見舞金及び家族傷病見舞金(以下「傷病見舞金等」という。)の支給事由は、「疾病等により入院を伴う治療を受けたとき」としているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当該感染症に感染した場合であっても医療機関が満床等の理由で入院できず、臨時施設又は自宅(以下「臨時施設等」という。)において療養するケースが生じており、こうしたケースでも傷病見舞金等を支給できるようにするために特別の取扱いをする。

3. 特別の取扱い

新型コロナウイルス感染症に感染し臨時施設等において療養した場合、お見舞いとして傷病見舞金等を支給する。

4. 傷病見舞金等の支給額

傷病見舞金等の1請求あたりの支給額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|---------|
| ①傷病見舞金 | 10,000円 |
| ②家族傷病見舞金 | 5,000円 |

5. 傷病見舞金請求書に添付する確認書類

当該特別の取扱いをするにあたって必要な確認書類は、陽性判明日(新型コロナウイルス感染症と診断された日)および宿泊・自宅療養をしたことが確認できる書類とする。

※「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」、MyHER-SYSによる証明 等

6. 特別の取扱いの適用期間

当該特別の取扱いの適用期間は、次のとおりとする。

陽性判明日が令和4年(2022年)6月30日までのもの

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況、医療機関等の状況等により、必要に応じて延長又は短縮する。

7. その他の給付金

- (1) 新型コロナウイルス感染症による療養期間が長引き、会員が勤務に服することができない期間が30日以上となった場合、傷病見舞金のほか長期療養会員見舞金を支給する。(長期療養会員見舞金の規定に基づく)
- (2) 会員又は会員の家族が、残念ながら死亡された場合、弔慰金又は家族弔慰金を支給する。(弔慰金及び家族弔慰金の規定に基づく)